自然環境調査等に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドラインについて

<自然環境調査等に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン(以下、ガイドライン)の位置づけ>

- ▶ 自然環境保全基礎調査マスタープラン(以下、MP)の別添として作成
- ▶ 有識者・部会・検討会等での助言を受け、生物多様性センター名で作成

MP(本体)

- <対象>
- · 自然環境保全基礎調査
- <内容>
- ・今後の実施方針や調査計画
- ・基礎調査の情報発信等に関する記載 (基本的な考え方、ガイドラインの紹介、 ガイドラインに沿った取組)

ガイドライン(別添)

- <対象>
- ・自然環境調査等※で取得される「様々な生物多様性情報(データ)」
- <内容>
- ・データの整備と発信等
- ※基礎調査の他、モニタリングサイト 1000など。

ガイドラインの活用を想定する組織(例、自然環境局、国環研、地方自治体の研究機関) は明示しないが、生物多様性センター実施の自然環境調査等で取得される様々なデータの 共通フォーマットやオープンデータの原則を示し、ガイドラインを見た主体が活用(業務 発注を含む)しやすいものを目指す。

ガイドラインの作成に係る有識者ヒアリングについて

ガイドラインの作成にあたって、以下の5名の有識者からなるワーキンググループにおいて検討を行う(2回)。また、ガイドラインの素案について、他分野からみた素案の記述内容や今後の運用上の留意点について、有識者3名にヒアリングを実施する予定。

有識者(敬称略)	備考
大澤剛士:東京都立大学都市環境学部 准教授	検討会委員、計画部会委員
片山直樹:農業·食品産業技術総合研究機構 主任研究員	
神保宇嗣:国立科学博物館副コレクションディレクター	
細野隆史:海洋研究開発機構 技術主任	
三橋弘宗:兵庫県立大学自然・環境科学研究所 講師	検討会委員、解析方針部会委員



ガイドラインの作成について

<ガイドラインに記載する内容についての基本的な考え方>

- ①政府、公共団体が調査収集・作成するデータはインターネット等を通じてだれでも容易に利用できるものであること。(オープンデータの原則)
- ②自然環境調査等で取得される様々なデータを活用する主体(自然環境局や地方自治体の研究機関)が相互にデータを利用することができるよう、標準的なデータ形式(ダーウィンコア)を基に共通用語を用いたデータ項目を設定すること。

<ガイドライン作成にあたっての基本的な取り組み方>

- ①生物多様性情報を扱う上での大きな概念(標準的なデータ形式、オープンデータの原則)が わかりやすく示されているもの。
- ②調査業務を実施、発注する際に最低限定めないといけない仕様を検討するうえでの参考となるもの。
- ③本ガイドラインに基づいたデータの収集・作成・公開をするために必要な技術や仕組みの不足を補填するために、「いきものログ」が準用できることを示すもの。

<仕様>

- ①ボリュームはガイドラインの性格上、あまり大きくしない(10~20ページ程度で必要に応じて参考資料添付)。
- ②内容については平易簡便なものとし、より詳細な解説が必要な項目や高頻度な情報更新が見 込まれる項目は外部リンクなどを活用する。

ガイドライン骨子案

ガイドラインの骨子案は以下の通りである。

項目	備考	
1.はじめに	・ガイドライン作成の背景・経緯 ・基本的な考え方・作成の意義を記述	
2.0 オープンデータ	・オープンデータ概念自体の周知の必要性を記述	
2.1 情報の整備		
2.1.1 ライセンスについて	・適切なライセンスの設定について記述	
2.1.2 共通フォーマットについて	・データ形式や入力データについて記述	
2.1.3 留意事項	・共通フォーマットの項目のうち、位置情報、希少種情報の扱い、生物名についての留意事項を記述	
・位置情報		
・希少種情報の扱い		
・生物名について		
2.2 情報発信	・共通APIとデータ連携による活用について記述	
FAQ	・素案全体執筆が進行してから内容検討	
参考・引用文献		
参考資料	・素案の全体執筆が進行してから内容検討	
1. 事例集	・素案の全体執筆が進行してから内容検討	
2. 用語集	・JBIFの該当ページにリンクでよく、記述不要	
3. DwC形式の解説	・JBIFの該当ページにリンクでよく、記述不要	
4. 仕様書添付書類の例		